

ゆざわ

おし
せし
ら
町 せ
から

全 国 中 学 校 ス キー 大 会 が
開 催 さ れ ま す

平 成 30 年 度 全 国 中 学 校 体 育 大 会

第 56 回 全 国 中 学 校 ス キー 大 会

大 会 テー マ

無 限 の 力 今 こ こ に 越 後 の 舞 台 で 光 輝 け !



し る ひ 先 生 に 教 わ っ て っ か ら、 1006 年 目。 湯 沢 で 初 の 全 国 中 学 校 ス キー 大 会 が 開 催 さ れ ま す。

アルペン競技は男子・女子スラローム、ジャイアントスラロームの各々2種目に全国から延800名の選手が出場します。3年前に苗場スキー場で開催したワールドカップ湯沢苗場大会と同じコースを滑走できるという選手にとって、とても夢のある大会です。

選手が力を発揮できるよう、万全のコンディションで選手を迎えるため、苗場スキー場関係者や白衛隊、競技役員の方々が準備を進めています。また、湯沢中学校から予選会を勝ち上がり、**太田七摘選手**（湯沢学園8年生、中子）が**出場**します。全国から集まる選手を温かく迎え、熱い声援を送って、選手にとって思い出の残る大会にいたしましゅ。

主催

（公財）日本中学校体育連盟、（公財）全日本スキー連盟、新潟県教育委員会、湯沢町教育委員会、南魚沼市教育委員会、十日町市教育委員会

場

アルペン競技
▽湯沢町苗場スキー場
スペシャルジャンプ・ノルディックコンビ
バインド競技
▽南魚沼市石打丸山シャンツェ
クロスカントリー競技
▽十日町市吉田クロスカントリー競技場

日

2月4日①～7日③
アルペン競技日程

2月4日① 開会式
（南魚沼市民会館 午後3時から）
5日② 男子・女子スラローム
（**太田選手、金井選手 出場**）
6日③ 男子ジャイアントスラローム
7日④ 女子ジャイアントスラローム
（**太田選手 出場**）

※競技開始は各日とも午前9時

問

湯沢町公民館
☎784・2460
全中スキー大会事務局
☎788・0360

おし
せし
ら
県 せ
から

ス マ ホ で も 簡 単 に 降 雪 量 の
予 測 値 が 分 か り ま す !

新 潟 県 の 降 雪 量 予 測 情 報 な ど を ホ ム

ペー ジ や 携 帯 サ イ ト で 提 供 し ま す。

○ 県 内 37 地 点 の 気 象 情 報

（ 降 雪 量 予 測、 気 象 現 況 等 ）

○ 1 日 2 回 降 雪 量 予 測 を 更 新

（ 午 前 10 時、 午 後 4 時 ）

※ そ の 他、 メー ル や L I N E @ に よ る

配 信 サ ー ビ ス も 行 っ て い ま す。（ 新 潟

県 ホ ム ペー ジ 「 新 潟 県 の 雪 情 報 」 内

の Q R コー ド か ら ご 登 録 く だ さ い

日

配 信 期 間： 3 月 31 日 ③ ま で

■ サ イ ト の ア プ デ イ ト は こ こ か ら

P C 版 △ <http://www.chilki.pref.nigata.jp/yuki/>

<http://www.chilki.pref.nigata.jp/yuki/smart/>

ス マ ホ 版 △ <http://www.chilki.pref.nigata.jp/yuki/smart/>

<http://www.chilki.pref.nigata.jp/yuki/smart/>

* 「 新 潟 県 の 雪 情 報 」 で 検 索 し

問

新 潟 県 総 務 管 理 部 地 域 政 策 課 雪 対 策 室
☎ 025・2800・5069（直 通）
FAX 025・2800・5227
✉ ngt10130@pref.nigata.lg.jp

おし
らせ
町から
らくらくスマートフォン
体験講座

「まだスマートフォンを使ったことがない」「これから使ってみたいけど使いこなせるか不安」という方向けのスマートフォン講座を開催します。電話のかけ方やメールの送り方、インターネットでの検索など、基本的な使い方を学ぶことができます。

参加費は無料、教材用のスマートフォンを用意していますのでお持ちいただくものではありません。お気軽にご参加ください。

日 2月20日④

- ①午前10時30分～11時30分
 - ②午後1時～2時
 - ③午後2時30分～3時30分
- ※各回とも同じ内容です。

場 湯沢町公民館

対 定員：教材の数に限りがあるため、各回とも10名まで（先着順）

申 2月12日④ 締め切り

費 受講料：無料

講師 ドコモショップスタッフ

問 湯沢町公民館

☎784・2460

おし
らせ
町から
新潟県弁護士会による
無料法律相談会

新潟県弁護士会が弁護士を町に派遣し法律相談をしています（年4回、無料）。平成30年度の第4回目は、次の日程で開催します。

なお、相談は予約制で、相談時間は1人30分程度です。相談できる方は湯沢町に住所がある方です。

受付できる人数に限りがありますのでお早めにお申し込みください。

日 2月13日④

午後1時30分～4時30分

場 湯沢町役場

対 定員：6名

申 受付期間：1月28日④～2月12日④まで

問 総務管理課 総務係

☎784・3451

おし
らせ
町から
運転免許証の自主返納
を支援します

運転免許証の自主返納制度は、加齢に伴う身体機能や判断力の低下などに、「運転に不安を感じている。」「もう運転しないので運転免許証を返納したい。」という方が、運転免許証の有効期限内に自主的に返納できる制度です。

湯沢町では支援策として、自主返納した方へ公共交通利用券を交付します。

対

町内に住所がある満65歳以上の方で、すべての種類の運転免許証を自主返納した方

内 ①次のいずれかを選択。1人1回限り

- ①越後交通株式会社バス回数乗車券 10,000円分（100円券12枚綴×10組）
- ②ユータン券（タクシー利用可）10,000円分（1,000円券×10枚）
- ③①②を各5,000円分

申 申請手順

- ①南魚沼警察署交通課で、本人が運転免許証（有効期限内のもの）を持参して返納申請を行う。（土日・祝日・年末年始を除く、午前9時～午後4時）
- ②湯沢町役場 環境農林課で申請手続きを行う。



必要書類

- ・返納時に交付された「申請による運転免許の取消通知書」
- ・町の支援事業申請書（警察署窓口、役場窓口）に用意、または町ホームページに掲載）

申請期限

免許返納日から6ヶ月以内

申・問 環境農林課

☎788・0291

おし
らせ
町から
緊急情報メール

湯沢町の災害、防災、気象、防犯に関する緊急情報を発信します。

次のアドレスへ、またはQRコードを読み取り「空」メール（タイトル、本文を未入力）を送信してください。

▷ housai.yuzawa-town@raiden.ktaiwork.jp



問 総務管理課 防災管財係

☎784・3451



おし
らせ
他団体
長期入院入所者
援助事業のご案内

湯沢町に住所があり、1年以上の長期にわたって入院や入所などをしてい
る方を対象に、居住費、日用品費の一
部を助成し、家族の経済的負担の一助
とすることを目的とした事業です。

支給の対象となる方

病院または福祉施設に入院、入所し
ていて、次のいずれかに該当する方。
①年齢65歳以上で、治療のため病院に
入院している方。

②老人保健施設に入所している方。

③障がい児者で施設入所している方。

④盲・聾唖学校高等部に就学中の方。

※③、④については、入所・入学前に、
湯沢町に住所を有していた方。

※ゆのさと園・雪割草など、生活住居
となる施設は対象外です。

支給される金額

年額3万円を支給します(口座振込)。

支給される条件

支給の対象となる方が、平成30年1
月1日から12月31日までの1年間、一
度も退院(退所)しないで入院(入所)
を継続していること。

申請

申請書は湯沢町社会福祉協議会にあ
ります。

※入院・入所先からの証明、もしくは
1年間入院・入所を継続しているこ
とを証明できる書類(請求書・領収
書等)の添付が必要です。

申請受付期間

平成31年2月4日(日)まで(期限厳守)

問 湯沢町社会福祉協議会

☎784・4111

イ
ン
ト
他団体
猫の譲渡会

日 2月17日(日) 午後1時～3時

場 イオン六日町店 2階

※不妊・去勢手術の実施と完全室内飼い
が条件で、基本健康診断費用等がか
かります。引き渡しは後日、ご自宅
になります。

問 魚沼アニマルサポート 笹木

☎090・1533・4805

おし
らせ
町から
湯沢学園図書室2月の
一般開放のお知らせ

日 2月2日、9日、16日、23日
午前10時～午後4時

貸出期間

14日間(湯沢町公民館図書室と同じ)

蔵書数

児童生徒用図書 約17,000冊

(一般閲覧可、一般貸出不可)

一般用図書 約1,200冊

(一般閲覧・貸出可)

※児童生徒が学校バーコードを利用し
て借りる場合は、児童生徒用図書・
一般用図書ともに閲覧・貸出可。

・図書貸出については公民館図書室と共
通の図書利用者カードが必要です。

(事前に公民館へ申し込みください。)

・貸出検索システムを導入し、学園図
書館、公民館図書室の蔵書検索がで
きます。

・地域交流棟地域交流センター玄関を
ご利用ください。

問 湯沢町公民館

☎784・2460

おし
らせ
他団体
人権なんでも相談所

法務局南魚沼支局と南魚沼人権擁護
委員協議会では、次のことでお困りの
方を対象に人権相談を行います。
※秘密は堅く守られます。
※予約は不要です。

内 ①家庭内(夫婦・親子・相続等)、
親族間、近隣間のもめごと、悩
みごとなど毎日の暮らしの中で
起る様々な問題

②いじめ、体罰、女性差別、外国人
差別などのあらゆる差別問題

日 2月3日(日) 午後1時～4時

場 働く婦人の家
(南魚沼市浦佐571-1)

費 無料

相談担当者 人権擁護委員

問 新潟地方法務局 南魚沼支局

☎772・2164



おし
らせ
国から
統計の日(10月18日)
標語を募集します

総務省では、統計の重要性に対する国民の関心と理解を深め、統計調査に対する国民のより一層の協力を頂けるようにと定めた「統計の日(10月18日)」の周知を図るため、毎年「統計の日」のポスターを始めとする広報媒体に活用すべく標語を募集しています。

皆さまからのご応募をお待ちしております。

日 募集期間

2月1日(金)～3月31日(日)まで

申

総務省ホームページにて応募用紙をダウンロードしてください。1人5作品まで応募できます。作品の提出方法等、詳しくはホームページでご確認ください。

▽ http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/info/guide/31toukei_hyougo.html

問

総務省政策統括官付
統計企画管理官室普及指導班
☎03・5273・1144(直通)
✉ toukeinohi@soumu.go.jp

おし
らせ
町から
2月の粗大ごみ収集日と
予約締切日のお知らせ

粗大ごみをご自分で施設に搬入できない方は、予約していただくことで粗大ごみを収集します(有料)。

日 収集日

2月7日(木) 2月4日(月)締切
2月21日(木) 2月18日(月)締切

申・**問**

環境農林課
☎788・0291

おし
らせ
町から
2月の行政相談

上村憲夫相談員による行政相談の日程は次のとおりです。

日 2月10日(日) 午後1時30分～
場 湯沢町公民館 会議室1

問

総務管理課 総務係
☎784・3451

募
集
他団体
介護の職場体験
参加者募集

内 体験内容

- 施設利用者との交流
- 施設利用者の介助補助
- 配膳・清掃・選択・作業手伝いなど

対

- 高校生以上で介護の仕事に興味・関心を持っている方
- (一般の方・学生の方・高校生など)なたでも参加可能です。
- 新潟県内の介護施設・事業所等に就職を希望している方

日

2月28日(木)まで随時(希望する1日～5日間) 1日概ね6時間程度(午前9時～午後4時前後)

場 県内338ヶ所の高齢者施設
参加費用 無料

※内容は、体験先によって異なります。
※お申し込み方法については、左記までお問い合わせください。

問

新潟県社会福祉協議会
新潟県福祉人材センター
☎025・281・5523

使用済み天ぷら油の回収
「協力ありがとうございます」

回収する油は植物系の天ぷら油のみです!(菜種油、大豆油、ごま油、コーン油、サラダ油など)
ごみの減量や資源のリサイクルのため、使用済み天ぷら油は捨てずに回収場所に出しましょう。

2月の使用済み天ぷら油の回収は

2月12日(火)～15日(金)
役場 午前8時30分～午後5時
公民館 午前9時～午後5時
※正面玄関前で行います
毎週火曜日

湯沢町資源ごみストックヤード(中子)
午前9時～午後4時

- ①水、天かす等の異物は取り除いてください。
- ②必ず油の入っていた容器に入れて出してください。(缶入り製品の場合のみペットボトル可)
- ③容器のフタはしっかり締めてください。
- ④設置されている回収ボックスの中に、容器を立てて入れてください。

※一般家庭から排出される油が対象です。
※賞味期限の切れた油も回収します。

	平成29年	平成30年
4月	400 ㎏	350 ㎏
5月	300 ㎏	100 ㎏
6月	400 ㎏	200 ㎏
7月	200 ㎏	120 ㎏
8月	180 ㎏	50 ㎏
9月	300 ㎏	200 ㎏
10月	300 ㎏	180 ㎏
11月	100 ㎏	300 ㎏
12月	250 ㎏	500 ㎏
1月	50 ㎏	
2月	140 ㎏	
3月	200 ㎏	
合計	2,820 ㎏	2,000 ㎏

問 湯沢町役場 環境農林課

☎788・0291

湯沢町手話言語条例の制定について

湯沢町では手話が言語であるとの認識に基づき、手話による意思疎通の尊重や円滑な意思疎通の環境整備という基本理念のもと、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することを目的に、「湯沢町手話言語条例」の制定に取り組んでいます。

募集期間 1月28日㊤～2月26日㊤

閲覧場所 条例（案）は以下の場所で閲覧できます。

○湯沢町役場 福祉介護課（湯沢病院となりの総合福祉センター内です）

○湯沢町役場 総務管理課 ※ともに、土日祝日を除く午前8時30分～午後5時15分

○湯沢町公民館 ※午前9時～午後8時

○湯沢町ホームページ（<http://www.town.yuzawa.lg.jp>）

提出方法 郵便、ファクス、電子メール等で湯沢町役場福祉介護課へ提出してください。

ただし、住所、氏名等の記入のないものは対象外とします。

様式は町のホームページからダウンロードしていただくか、閲覧場所でお受け取りください。なお任意様式での提出も可能です。

***お寄せいただいたご意見等は、個人に関する情報を除き公表する場合があります。**

またご意見等について個別の回答はいたしませんので、併せてご了承ください。

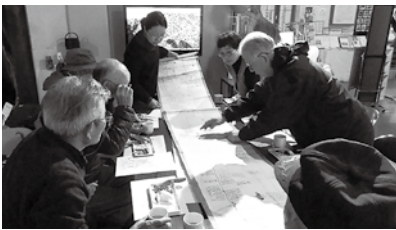
〒949-6101 湯沢町大字湯沢2877番地1 湯沢町役場 福祉介護課

☎784-4560 FAX784-4536 ✉hukusi@town.yuzawa.lg.jp

歴史民俗資料館 雪国館 からのお知らせ

イベントを開催しました

慶応4年 戊辰の湯沢と魚沼を語る



「慶応4年戊辰の湯沢と魚沼を語る」を12月28日に開催し、町内外より8名の参加がありました。

町内在住の高橋貞良さん(78)が所有している湯沢宿の古地図で、明治時代の宿の様子を検証。

大般若塚での戦いから三国峠を下り、浅貝宿、二居宿、二居峠、三俣宿、八木沢、芝原、七谷切、湯沢宿、関宿、塩沢宿、六日町宿…と地図で辿りました。

旧三国街道沿い各宿にある老舗の品を、お茶請けに選びました。六日町宿にある今成漬物店の「山家漬」を食べた参加者は「こんげにうんまい漬物があるなんて知らなかった」と話し、感激していました。

昔の雪国生活を語る



トークイベント「昔の雪国生活を語る」を1月3日に開催し、町内外から約20名が参加しました。語ったのは、湯沢町出身・在住

の田村正夫さん(87)、魚沼市出身・湯沢町在住の小林守雄さん(87)、津南町出身・在住の石沢今朝松さん(88)の3名でした。

雪が降ると外仕事はできないので、屋内でワラ細工をした小林さん。「若い人たちが集まって、わいわいと作るのが楽しかった」と話していました。

田村さんは、ワラ仕事でなくスキー場の仕事をしたそうです。必要な道具は、塩沢の農具市で購入しました。

石沢さんもワラ細工はあまりしませんでした。現在、ワラ細工について研究しています。「背中いち」について解説しました。

町内から参加した80代女性は「自分は秋田の出身で、雪国だから同じなのかなと思って聞いたけど、知らない話が多くて驚いた」と話していました。

確定申告・個人住民税申告のご案内

申告、なぜ必要なの？

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額と、それに対する所得税および復興特別所得税を計算し、その内容を自発的に申告する制度です。確定申告をすることで、それまでに納めていた税金と、納めるべき所得税との過不足が精算されます。

確定申告をしなければならぬ方が申告をできなかったり、誤った申告をすると、あとで不足の税金を納めるだけでなく、場合によっては加算税や延滞税が課せられます。

申告書等は役場税務課にも用意がありますので、ご自分で作成して確定申告をしてください。

なお、確定申告が不要な方でも、個人住民税（町・県民税）の申告が必要となる場合もありますので、詳しくは11ページの「確定申告・個人住民税の申告判定表」を参照し申告してください。

個人住民税の申告相談について

平成31年1月1日現在、湯沢町に住民登録がある方は、原則住民税申告が必要となります。ただし、所得税の確定申告書を提出した方や平成30年中の所得が給与のみで年末調整済みの方などは申告の必要はありません。詳しくは11ページの「確定申告・個人住民税の申告判定表」を参照してください。

申告相談日程

2月18日(月)

3月15日(金)まで

会場

湯沢町役場
西館1階 会議室1
(産業観光部 隣)

時間

午前9時～午後4時

※会場と時間は全日程で同じ

日程表

月	日	対象地区
2月	18日(月)	小原・古野二・一之町
	19日(火)	宮林・土樽・駅通
	20日(水)	原新田・旭原・上中
	21日(木)	田中・小坂・楽町
	22日(金)	堰場・西原・谷地
	25日(月)	平沢・滝ノ又・下中
	26日(火)	戸沢・谷後・幅下
	27日(水)	七谷切・松川・諏訪
	28日(木)	全町※
3月	1日(金)	
	4日(月)	大島・八木沢・中子・土樽又キ一場※
	5日(火)	芝原・中里・愛宕
	6日(水)	栄町・萩原・堀切
	7日(木)	添名・岩原高原・布場・滝沢
	8日(金)	三俣1・三俣2・原・西中
	11日(月)	浅貝・二居・西山
	12日(火)	古野一・湯元・下熊野
	13日(水)	上熊野・石白・湯鉄神立
	14日(木)	
	15日(金)	全町

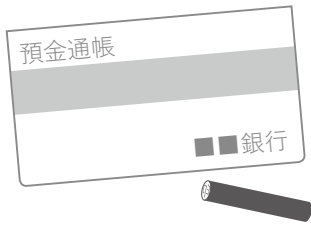
お願い

- 最終の数日間は大変込み合います。できるだけご自分の対象地区の相談日に合わせてお越しください。
- 8ページの「国税庁ウェブサイトによる確定申告にご協力ください」をご覧ください。

※2月28日、3月1日、3月4日には、税理士無料相談を実施しています。(譲渡所得、相続税および贈与等、相談に応じられないものもありますのでご了承ください。)

申告相談に必要なもの

- ① 印鑑および預金通帳等口座番号がわかるもの
 - ② 給与所得者、年金受給者の方は源泉徴収票
 - ③ 事業所得（営業・農業）や不動産所得がある方は、収支内訳書とその資料
 - ④ 配当所得や一時所得、その他の収支のある方は、その資料
 - ⑤ 各種控除を受ける方は、そのための領収書や証明書
 - ⑥ マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身元確認書類
 - ⑦ 税務署から申告書やお知らせ「はがき」または「通知書」が届いている方は、その申告書やお知らせ「はがき」または「通知書」
 - ⑧ 利用者識別番号をお持ちの方はその番号がわかる書類
- ※⑥については、9ページ「マイナンバーについて」をご覧ください。



町の申告相談会場における利用者識別番号の取得について

今年から、個人情報保護の観点および所得税還付対象者への速やかな還付を図るために、町の申告相談会で作成した確定申告書は、すべて電子データで小千谷税務署に送信することとなりました。電子データで送信するためには、申告者一人一人の利用者識別番号（税務署が発行する電子データ受付用の番号）が必要となり、お持ちでない方については、町職員が申告相談会場にて利用者識別番号の取得手続きを行いますのでご了承ください。

なお、既に利用者識別番号をお持ちの方は、利用者識別番号がわかる書類をご持参ください。書類を紛失された方や、書類をご持参いただかない場合、新たな番号を取得させていただきます。



申告相談におけるお願い

○収支内訳書や医療費控除の明細書、その他各種内訳書等については、ご自宅で作成してから申告相談会場にお越しくください。作成されていない場合、ご自身で作成していただいたからの相談受付となります。

○住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の1年目の申告は、小千谷税務署にて申告する必要があります。

○次の申告等については、申告相談時間が長くなり会場が混雑する為、原則、町の申告相談会場では相談に応じられません。小千谷税務署か税理士（有料）にご相談ください。（記載済みの確定申告書であれば町でお預かりし税務署に送致します）

- ・平成29年分以前の過去の申告
- ・株式の譲渡所得の申告
- ・過去の株式の譲渡損失を繰り越す申告
- ・先物取引に係る雑所得などの申告
- ・ビットコインに関する所得の申告
- ・青色申告決算書の書き方の相談
- ・配当所得を総合課税分として申告する際、配当控除割合が不明な場合
- ・特定口座の配当所得において個々の取引の明細が無い場合
- ・住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の1年目の申告

国税庁ウェブサイトによる 確定申告にご協力ください

国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」は、確定申告期間中（平成31年2月18日～平成31年3月15日）であれば24時間いつでも利用可能です。また、ウェブサイトの手順に沿って入力すると所得金額や税額が自動計算され、入力漏れや入力ミスを防ぐことができます。さらに、専用のヘルプデスクが設けられており、操作方法など不明な点があった場合でも電話で問い合わせることができるので、初めての方でも安心して利用できます。

問 確定申告書等作成コーナー
ヘルプデスク
☎ 0570・01・59001
(全国一律市内通話料金)
月～金曜日
午前9時～午後5時
(祝日等および12月29日～
1月3日を除く)

▽国税庁ウェブサイト
「確定申告書等作成コーナー」
<http://www.nta.go.jp>

1 郵送等による確定申告書の提出

自宅にインターネットに接続されているパソコンとプリンターがあれば、国税庁ウェブサイト「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を印刷し、小千谷税務署に郵送により提出することができます。また、郵送でなくとも、町の申告相談会場にお持ちいただければ町から小千谷税務署に送致いたします。

作成・印刷した申告書と必要書類（マイナンバーを証明する書類と身元確認書類（運転免許証など）の写し、源泉徴収票、各種控除資料、収支内訳書など）を添付し、郵送により税務署に提出することができます。



2 e-Tax(電子申告)による確定申告書の提出

① ID・パスワード方式

税務署一押し!

署名用電子証明書付きマイナンバーカードとICカードリーダーライターをお持ちでない方も、小千谷税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行されるID・パスワードがあれば、自宅のインターネットに接続されているパソコンやスマートフォンから確定申告をすることが出来ます。

従来のマイナンバーカード方式と同様に、添付書類の一部省略や還付手続きが早いなどの利点があります。(ID・パスワードはお早目に小千谷税務署にて取得してください。)



② マイナンバーカード方式

自宅のインターネットに接続されているパソコンから所得税等の確定申告ができ、添付書類一部の省略や還付手続きが早いなどの利点があります。署名用電子証明書付きマイナンバーカードとICカードリーダーライターが必要となります。



問 e-TaxやID・パスワードに
ついて
小千谷税務署
☎ 02768・883・20690
○マイナンバーカード等に
ついて
湯沢町役場 町民課
☎ 784・3453

マイナンバーについて

社会保障・税・災害対策分野において、行政手続の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、社会保障・税番号（マイナンバー）制度が導入されました。

確定申告の際には、マイナンバーが分かる番号確認書類と身元確認書類の提示または写しの提出が必要となります。

また、確定申告書にはマイナンバーを記載する必要があります。（左の例を参照）

※控除対象配偶者および扶養親族の方のマイナンバーについても申告書に記載する必要はありませんが、控除対象配偶者および扶養親族の方の本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。



本人確認(番号確認および身元確認)を行うときに使用する書類の例

例 1 個人番号カード（番号確認と身元確認）

例 2 通知カード（番号確認）

+

- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険証 など（身元確認）

例 3 マイナンバー記載の住民票（番号確認）

+

- ・運転免許証
- ・健康保険の被保険証 など（身元確認）

配偶者控除・配偶者特別控除制度が変更になりました

平成30年分の所得税および平成31年度の個人住民税から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。

1 配偶者控除

申告者の合計所得金額が900万円を超えると、合計所得金額に応じた配偶者控除の額となり、合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除の適用はできないこととされました。

2 配偶者特別控除

①申告者の合計所得金額が900万円を超えると、合計所得金額に応じた配偶者特別控除の額となり、合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者特別控除の適用はできないこととされました。

②配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が「38万円超123万円以下」となりました。

変更前：配偶者の合計所得金額「38万円超76万円未満」

医療費控除には「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました

平成29年分の申告から、医療費の領収書の添付が提示の代わりに、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。ただし、平成29年分〜平成31年分までは、従来どおり医療費の領収書の提示で申告ができます。なお、「医療費控除の明細書」の添付の場合も、領収書の添付が提示の場合でも、医療費の領収書は、5年間、自宅での保存が必要です。

医療費控除を申告される方は、医療費の計算や医療費控除の明細書を作成してから相談会場にお越しください。計算や明細書が作成がされていない場合、ご自身で作成してからの相談受付となりますのでご了承ください。

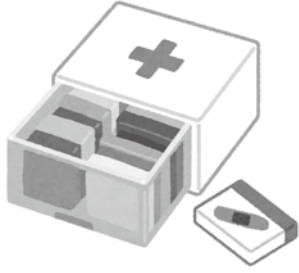
問

湯沢町役場 税務課
☎ 784・3452

セルフメディケーション 税制について

健康の保持増進や疾病の予防などに一定の取組を行っている人が、自分か家族のために特定一般医薬品などの購入費を支払った場合は、その購入費（12,000円以上の部分）について所得控除（医療費控除）を受けることができます。（最高88,000円限度）適用を受ける場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」に記入し、一定の取組を行ったことを明らかにする書類と特定一般医薬品などの領収書を添付し、申告してください。

注意：セルフメディケーション税制を受ける場合は、従来の医療費控除は受けられません。



○一定の取組を行ったことを明らかにする書類の具体例

- ①インフルエンザの予防接種か定期予防接種の領収書、予防接種済証
- ②市区町村のがん検診の領収書か結果通知書
- ③職場で受けた定期健康検診の結果通知書（「定期健康診断」という名称か「勤務先」の記載があるもの）
- ④特定健康診査の領収書か結果通知表（「特定健康診査」か「保険者名」の記載があるもの）
- ⑤人間ドックやがん検診など、各種健診（検診）の領収書か結果通知表（「勤務先名称」か「保険者名」の記載があるもの）

※①～⑤のいずれか一つあれば対象となります。

○「特定一般用医薬品など」とは要指導医薬品・一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品のこと。具体的な医薬品については、厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

問 湯沢町役場 税務課
☎784・3452

申告が不要な株式等の譲渡所得等・配当所得等について

1 申告不要制度について

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得や、住民税が源泉徴収されている上場株式等の配当所得等は、確定申告をする必要がないこととされています。



2 申告制度を選択した場合

繰越損失や損益通算、各種控除等の適用を受けるためなどの理由で、申告制度を選択することもできます。この場合、これらの所得についても給与や公的年金などの他の所得とともに、国民健康保険税や後期高齢者医療保険制度、介護保険料の算定対象に含まれることとなります。

小千谷税務署の 確定申告会場について

小千谷税務署において、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場が次のとおり開設されます。

会場 小千谷税務署 会議室
（小千谷市東栄1・5・24）

期間 2月18日①～3月15日②
（土・日・曜日を除きます）

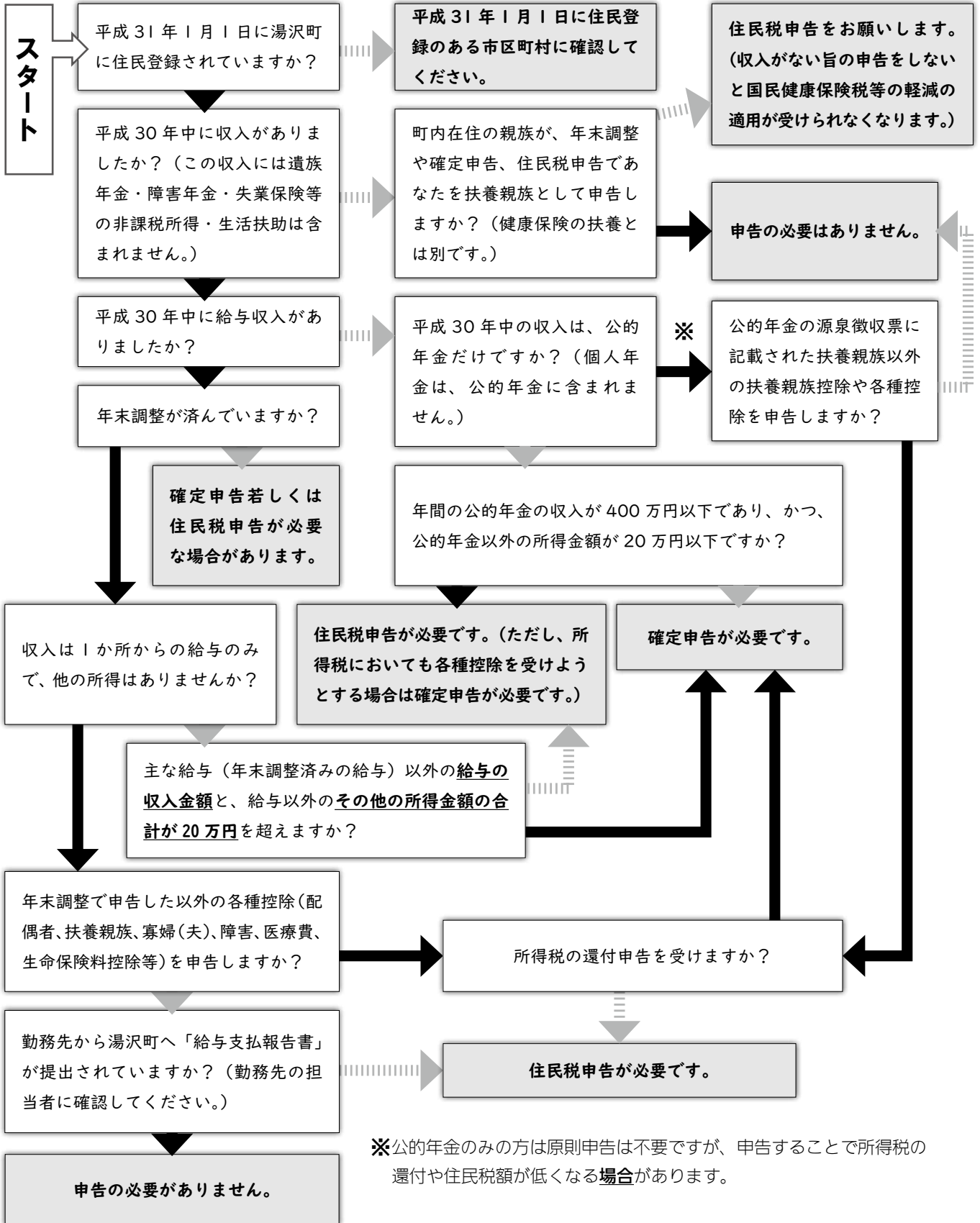
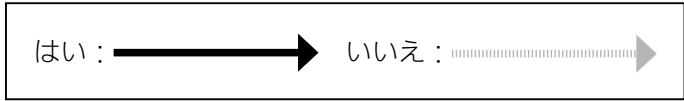
相談受付
午前8時30分～午後4時まで
（提出は午後5時まで）
相談開始
午前9時～

※申告書の作成には時間を要しますので、お早めにお越しください。
※相談内容が複雑な場合は、午後3時頃までにお越しください。
※相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。
※確定申告会場は混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受付を早めに締め切る場合があります。

問 小千谷税務署
☎0258・833・2090

住民税申告・確定申告の申告判定表

- ・住民税申告：町・県民税の申告をいいます。確定申告をした場合には、住民税申告をする必要はありません。
- ・確定申告：所得税の申告をいいます。



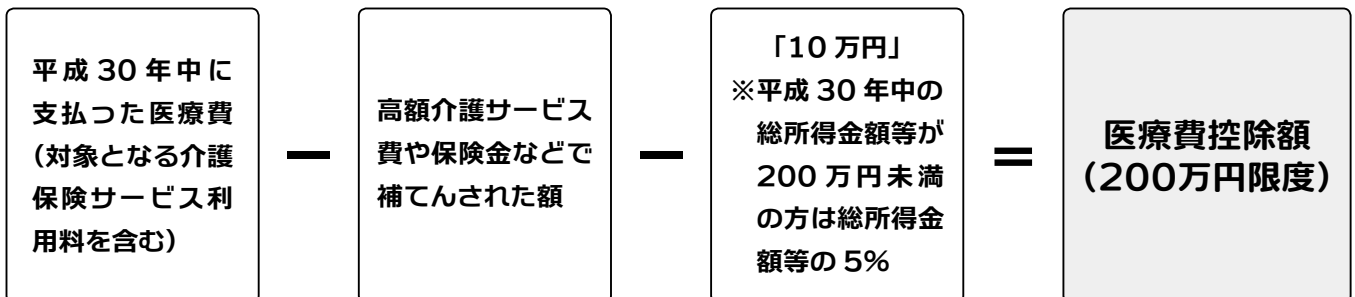
※公的年金のみの方は原則申告は不要ですが、申告することで所得税の還付や住民税額が低くなる場合があります。

介護保険サービス利用料は 確定申告医療費控除の 対象となります

一般の医療費と同様に介護保険サービス利用料についても、確定申告によって医療費控除を受けることができます。

医療費控除の対象となる金額は、申告者自身または申告者と生計を一にする配偶者やその他親族のために支払った医療費および介護保険サービス利用料などの総額となります。医療費控除額は、次の計算式によって計算します。

《医療費控除額の出し方》



▼介護保険施設に入所された方

医療費控除の対象となるサービスを行う施設名	医療費控除の対象となるもの
指定介護老人福祉施設 (ゆのさと園などの特別養護老人ホーム)	保険給付対象となる介護費、食費および居住費の自己負担額の2分の1に相当する額
介護老人保健施設（越南苑など） 指定介護療養型医療施設 介護医療院	保険給付対象となる介護費、食費および居住費の自己負担額の全額

▼在宅で介護サービスを利用した方

①医療費控除の対象となるもの

次の医療系の居宅サービスは、保険の給付対象となる平成30年の利用者負担額の全額が、控除対象となります。

- ◆(介護予防) 訪問看護
- ◆(介護予防) 通所リハビリテーション
※介護老人保健施設などでのデイケア
- ◆(介護予防) 訪問リハビリテーション
- ◆(介護予防) 短期入所療養介護
※介護老人保健施設などでのショートステイ
- ◆(介護予防) 居宅療養管理指導
- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
※一体型事業所で訪問看護を利用する場合
- ◆複合型サービス
※①の居宅サービスを含む組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）

②条件付きで医療費控除の対象となるもの

次の福祉系の居宅サービスは、要介護（支援）認定を受け、居宅サービス計画または介護予防サービス計画に基づいて、上記①のいずれかのサービスと併せて利用した場合に、保険の給付対象となる平成30年の利用者負担額の全額が、控除対象となります。

- ◆(介護予防) 訪問介護（ホームヘルプサービス）
※調理・掃除等の生活援助中心型を除く
- ◆(介護予防) 通所介護（デイサービス）
- ◆(介護予防) 訪問入浴介護
- ◆(介護予防) 短期入所生活介護
※特別養護老人ホームでのショートステイ
- ◆(介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ◆地域密着型通所介護
- ◆(介護予防) 認知症対応型通所介護
- ◆夜間対応型訪問介護
- ◆定期巡回・随時対応型訪問介護看護
※一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る
- ◆複合型サービス
※①の居宅サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）
- ◆地域支援事業の訪問介護相当サービス、通所介護相当サービス
※生活援助中心のサービスを除く

▼確定申告に必要な書類

- ① 医療費控除の明細書
- ② サービス事業所の領収書
(領収書に医療費控除の対象となる金額が記載されています。)



※おむつ代の医療費控除について

おむつ代の医療費控除には、医師の発行する「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」が必要です。ただし、おむつ代について、医療費控除を受けるのが2年目以降で、介護保険の要介護認定における「主治医の意見書」に「寝たきり状態であり、尿失禁の発生可能性あり」と記載されている方は、「町が主治医意見書の内容について確認した書類」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

この書類の発行については福祉介護課へお問い合わせください。

**65歳以上で、要介護認定を受けている方の
障害者控除対象者の認定について**

65歳以上の方で、身体障害者手帳の交付などを受けていない方でも、身体障害者または知的障害者に準ずる方として湯沢町長の認定を受けた場合は、障害者控除の対象となります。

平成30年12月31日現在（平成30年中に死亡した方は死亡日）、介護保険の要介護認定を受けている方で、障害者または特別障害者に該当すると認定される場合は申請により「障害者控除対象者認定書」を発行します。該当と思われる方で、確定申告などのために障害者控除の認定書が必要な方は、福祉介護課へ申請してください。

湯沢町ホームページから **障害者控除** で検索すると申請書をダウンロードできます。

- ◆控除を受けるためには確定申告が必要です。
- ◆2月18日(月)～3月15日(金)の期間湯沢町役場の申告相談会場(6ページ参照)で申告される方は 窓口で対象者の確認ができますので、**認定書の申請は不要です。**
- ◆昨年、申請された該当者の方には認定書を郵送で発行いたします。
- ◆税務署や会計事務所等で申告される方は申請が必要です。

----- **注意事項** -----

※申請から認定書の発行まで日数がかかる場合がありますので、日程に余裕をもって申請してください。

※要介護認定を受けていても状態によっては該当しない場合があります。

問 湯沢町役場 福祉介護課 ☎784-4560
(湯沢町総合福祉センター内)

町の奨学金貸与制度と就学援助制度のご案内

経済的理由により修学・就学が困難な児童生徒を援助します

奨学金貸与制度

修学への意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な方に対し、町の予算の範囲内で奨学金を貸与する制度です。他の奨学金制度と併用できます。

奨学生の資格

○湯沢町に住所があり、かつ居住する者の子またはこれに準ずる者であること

○次のいずれかに該当する者であること

⑦高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、専修学校または各種学校等に在学または在学予定の者

④日本国外の学校で、教育委員会が⑦に定めるものと同等であると認める学校に在学または在学予定の者

○心身ともに健全で、修学に対する意欲があること

○世帯の前年の所得税の合計が50万円以下であること

○次に該当する連帯保証人を1名設定できること（1名は保護者）

⑦湯沢町に住所があり、かつ居住する者

④町税等を完納している者

⑨返済能力のある者

貸与期間

貸与決定の月から在学する学校の最短期間年限の終期まで

貸与額

○高等学校または専修学校の高等課程等……………月額2万円以内

(他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額4万円以内)

○大学、大学院、短期大学、専修学校の専門課程等……………月額5万円以内

(他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額10万円以内)

○日本国外の各種学校……………月額5万円以内

(他の奨学金の給付または貸与を受ける場合は合計で月額10万円以内)

貸与が終了した翌年度から、貸与を受けた年度数の2.5倍以内の年数で返還

返還方法
毎月の口座振替（第四銀行、北越銀行、新潟県信用組合、しおざわ農業協同組合、ゆうちょ銀行、または年2回の納付書払い

申請受付期間

3月1日(金)～3月29日(金)

○町の予算の範囲内での貸与となりますので、申請していただいても貸与できない場合があります。なお、申請者が少数で、予算に余裕がある場合においては、年度途中でも受け付けます。

○申請書・誓約書等は、教育課学校教育係にあります。また、町のホームページからもダウンロードできます。（トップページ▽子育て・教育▽学校教育の助成・補助金▽奨学金貸与制度）

就学援助制度

経済的理由により就学困難な児童生徒が、義務教育を円滑に受けることができるよう、学用品費や給食費等の費用の一部を援助する制度です。保護者の申請に基づき教育委員会がその内容を審査し、認定した場合に町の予算の範囲内で支給されます。認定は単年度ごととなりますので、現在認定されている方も申請が必要です。

申請に必要なもの

①申請書
教育課学校教育係にあります。

②添付書類

○源泉徴収票、町民税の課税証明書、確定申告書の写しなど生計を一にする世帯全員の収入および所得を確認できるもの

○町民税、事業税、固定資産税、国民年金掛金、国民健康保険料(税)の減免および免除を受けた場合はその決定通知書の写し

申請受付期間

平成31年度分受付
4月1日(月)～26日(金)



平成31年4月に湯沢町立小・中学校入学予定児童生徒の保護者の方へ入学通知書の発送
1月25日(金)に入学通知書を発送しました。お手元に届きましたら内容についてご確認ください。なお、入学までに住所の異動などがある場合には、湯沢町教育委員会までご連絡ください。

問

湯沢町教育委員会
教育課学校教育係

☎784・2211

公民館・学校体育施設等の利用と社会教育関係団体登録について

2019年度に交流・活動する団体・サークル・グループの利用申込を受け付けます



公民館や学校体育施設などで、定期的（2019年4月～2020年3月）に交流・活動する団体・サークル・グループの利用申込を受け付けます。

公民館や学校体育施設および中央公園の利用料金の減免を受けたり無料で使用したりするには、社会教育関係団体の登録が必要となります。

社会教育関係団体の登録は2年間有効で2020年度末までです。なお、年度中途に社会教育関係団体となった場合でも2020年度末までとなります。

申請の流れ

- 1 公民館窓口へ様式「社会教育関係団体登録申請書」と「施設定期使用申請書」および必要な添付書類を提出してください。

提出締切 2月12日[㊦]

- 2 社会教育関係団体の要件を満たしている場合は、社会教育関係団体として登録され、施設使用料の減免を受けたり無料で使用したりすることができます。
- 3 社会教育関係団体に登録された申請者へは登録証を送付します。これで施設定期使用申請が完了します。使用希望日が重複した団体へは、公民館から抽選方法などを連絡します。
- 4 社会教育関係団体の要件を満たせなかった団体は、一般団体となり施設定期使用申請が一般受付となります。

2019年度の湯沢町公民館の一般受付（社会教育関係団体以外の定期使用・日毎使用など）は、3月11日[㊦]から先着順に受付いたします。（ただし、町の事業や社会教育関係団体が優先します。）

旧小学校体育施設の使用受付は、湯沢カルチャーセンターになります。

問 湯沢町公民館 ☎784-2460

社会教育関係団体への登録の主な要件

- 会員が自主的、主体的に運営している団体であること。

（会の運営が講師に依存した教室的なものは登録できません）^{【注】}

- 活動内容が営利目的や政治的・宗教的な活動でないこと。

- 団体の組織および活動の為に規約や会則を有していること。

- 構成員の5名以上で7割以上の方が町内在住、在学または在勤であること。

※この他にも要件がありますので、詳細は湯沢町公民館にお問い合わせください。

登録・施設使用申請に必要な書類

- ◆ 社会教育関係団体登録申請書（2年間有効）

◆ 施設定期使用申請書（毎年提出）

〈添付書類〉

- ・ 規約または会則

・ 会員名簿

- ・ 活動計画書および活動報告書
- ・ 会計内容が明らかになるもの

（決算書・予算書など）

※湯沢町公民館で様式を配布しています。添付書類は任意の様式でも可。

【注】会の運営が講師に依存した教室とは？

（社会教育関係団体と私塾・文化教室との違い）

○ 社会教育関係団体

- ・ 講師は会員の総意で決めます。
- ・ 経理は会員の互選による係の者が行い、会費の経理内容は監査を受けて会員全員に公開します。

- ・ 会員の総意で民主的に運営します。
- ・ 公民館を中心に自主的に活動します。

○ 私塾・文化教室

- ・ 講師中心で縦の人間関係となります。
- ・ 個人が直接、経営者もしくは講師に月謝として支払います。経理内容は通常公開しません。
- ・ 私塾、文化教室の経営者若しくは講師自らが運営します。
- ・ 公民館の使用は有料となり制限が加わります。

住民基本台帳閲覧状況の公表

平成 30 年における閲覧状況をお知らせします

住民基本台帳法第11条第3項および第11条の2第12項の規定により、市町村長は年に一回、住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表することになっています。

平成 30 年における閲覧状況は以下のとおりです。

○国または地方公共団体の機関の請求による閲覧

機関の名称	閲覧の年月日	請求事由	閲覧に係る住民の範囲
自衛隊 新潟地方協力本部	12月4日	陸上自衛隊高等工科学校 の生徒募集	町内全域 日本国籍を有する平成16年4月2日か ら平成17年4月1日生まれの男27人

○個人または法人の申し出による閲覧

申出者の名称・氏名 (委託元)	閲覧の年月日	利用目的	閲覧に係る住民の範囲
(株)ITスクエア	6月26日	県民の安全意識調査	大字神立地区 満20歳以上満75歳以下の男女7人

雪道の運転では

「シッパネ条例」を守りましょう

平成27年より「湯沢町シッパネ被害根絶に関する条例」が施行されています。

ドライバーの皆さんは、歩行者にやさしい運転を心がけましょう。

そして、冬は多くのお客様が来町されます。シッパネに気を付けるよう、またシッパネを飛ばさないよう町民自らが伝えし、「人にやさしい観光の町・湯沢」を目指しましょう。



側溝のふた・グレーチングふたを

閉めましょう

除雪作業にともない、道路側溝のふた・グレーチングふたを開けたままにしておくのは、自動車や通行者に対して大変危険です。他県では側溝への転落死亡事故も起きています。作業が終了したら、必ず閉めましょう。



問 環境農林課 ☎ 788 - 0291

結婚したい あなたを サポート!

入会初期費用
全額を湯沢町が負担します

対象となる結婚相手紹介サービス会社

株式会社ツヴァイ（イオングループ）

フリーコール ☎ 0120 - 277 - 281

URL <http://www.zwei.com/>

ツヴァイ

検索

湯沢町は結婚相手紹介サービス会社に入会を希望される町民の入会費用を助成し、町民の婚活をサポートしています。すでに数名の方が会員登録し、活動しています。結婚を希望する方は、ぜひご利用ください。（婚活とは「結婚活動」の略語であり、結婚するために必要な行動のことをいいます）

資料請求

申請者は直接ツヴァイへ資料請求をします（資料は社名のない封筒で送られてきます）。入会金の全額助成は、湯沢町に1年以上住民登録をしている20歳以上の独身の方が対象になります。ただし、月会費は個人負担となります（月会費はコースによって異なります）。

婚活に向けての相談・入会相談

婚活に向けての相談や申し込みは各店舗で行います。湯沢町では、新潟店・高崎店が対象となります。入会申し込みをする場合は必ず店舗に行かなければなりません。

※湯沢町民であることを必ずお伝えください。

活動スタート

活動や出会いの方法は様々。ツヴァイ担当者と相談しながら、自分のペースで自分に合った活動ができます。

▷活動例：相性・適合性診断による出会い、価値観による理想の相手との出会いパーティー、イベントでの出会いなど

会員登録ご入会

会員登録するには申請者の基本データ確認のため、各種書類が必要になります。

▷必要書類：卒業証明書、収入証明書、独身証明書、住民票、登録用の写真など

◎入会にあたっては、新潟市または高崎市にある店舗での説明を受けることが必須となっています。湯沢町は交通費等の助成は行っておりません。また、ご自身の求める条件および相手の求める条件によっては、入会に至らない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

まちのうごき

12月届出分		12月31日現在		前年比
出生	6	男	4,149	- 34
死亡	17	女	4,016	- 36
転入	141	計	8,165	- 70
転出	28	世帯	3,846	- 21

湯沢町の交通事故発生状況

	平成30年	平成29年	増減
発生件数	15件	25件	- 10件
死亡者数	1人	0人	1人
負傷者数	21人	38人	- 17人

(1月1日～12月31日)

冬のユースポ!



NPO 法人 ユースポ!

〒949-6102 湯沢町神立 628-1 湯沢カルチャーセンター内

●☎ 785-2123 FAX 785-6911 ●受付時間 平日 9:00~18:30
●メール info@youspo.net ●ホームページ http://www.youspo.net



ユースポ! WEB
お気に入り登録!

ユースポ! 検索
http://www.youspo.net

おやこ GENKI 教室冬バージョン 「ちびっこスキー体験」開催!

小学校入学前にぜひスキーを体験させてください

せっかくの雪国湯沢…お子様にスキーを体験させてあげませんか? でもどうしたら良いかわからない…。

そんなお父さんやお母さんのためにユースポ! が全面サポート!! 親子で雪に慣れることから始めます。冬の大自然を親子で楽しみましょう!

回 2月11日(月)・祝、17日(日)、3月17日(日)、21日(木)・祝
(いずれも 15:00~16:30)

場 岩原スキー場

対 保育園・幼稚園年中~年長さんとその保護者

費 1回 500円 ※非会員は別途保険料(1回 200円)がかかります

持 お子様はスキー・スキー靴 ※保護者の方は長靴でもOK
(レンタルあり スキー&ブーツセット 800円)



服 スキーウェア等の防寒着・防寒靴・手袋・帽子・ゴーグル
対 各回とも定員 20組 先着順
申 各回とも2日前までにユースポ!へお電話またはメールにてお申し込みください。※料金は当日集めます

National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構
「子どもゆめ基金助成活動」

体験の風を
おこそう

おやこ GENKI 教室冬バージョン 「雪あそび」!!

毎年好評のおやこで GENKI 教室の雪あそび! 特設雪あそび広場でお母さんもお父さんも一緒に遊びましょう!
埼玉の子どもたちとの交流もあります!

回 2月23日(土) 13:30~15:00

場 湯沢中央公園テニスコート 特設雪あそび広場

対 保育園・幼稚園年少~小学6年生とその保護者(定員 30名)
※小学生は子どもだけの参加も可ですが、送迎はお願いします。

費 無料 服 スキーウェア等の防寒着・防寒靴・手袋・帽子

申 2月21日(金) 締め切り

ユースポ! 窓口へ、またはお電話かメールにてお申し込みください。



National Institution For Youth Education
独立行政法人 国立青少年教育振興機構
「子どもゆめ基金助成活動」

体験の風を
おこそう

トレーニングマシン 使用法講習会

初めての方&使い方が不安な方のための講習会

初心者向けの講習会です。ひとりで利用できるようにマシンの使い方や効果的な筋トレのやり方を伝授します。



日 2月20日(水) 19:30~21:00 対 16歳以上

場 湯沢カルチャーセンター・トレーニング室

費 ユースポ! 会員 300円 非会員 600円

※トレーニング室使用料は別途必要です。

持 タオル・飲み物・内履き・会員証(ユースポ! 会員の方のみ)

服 運動のできる服装

申 事前申し込みは不要です。当日ユースポ! 窓口へ直接お越ください。

健康ウォーク 歩いてマンボ♪

目指せ、1か月20万歩!

▷エントリー費……エントリーした日から1年間 600円

▷エントリー方法…ユースポ! 事務局(カルチャーセンター内)、保健センター、または湯沢町公民館へ料金を添えてお申し込みください。

▷希望者には歩数計貸出あり(先着順)

▷特典: カルチャートレーニング会員3か月券が

1,200円→1,000円 ※購入時、要記録票提示。

◀ 11月 歩数 TOP 5 ▶

RANK	歩数	RANK	歩数
1	888,612	4	377,734
2	554,094	5	361,872
3	546,295		

※20万歩に達成した月は共同浴場無料招待券進呈。エントリー時にお渡しした記録票をご持参ください。月途中での招待券進呈は行っておりません。翌月に記録票をご持参ください。例) 1月20日20万歩に達した→2月4日より無料招待券進呈

ユースポ! のパーソナルレッスン ~完全予約制~

「本気で痩せたい!」

「特別なレッスンをして欲しい!」

「健康診断の結果が・・・何か始めたい!」

「みんなと一緒に恥ずかしい・・・」

お悩みや目的に応じてユースポ! のインストラクターがマンツーマンでお手伝いします!

○料 金: 1時間 マンツーマン 5,000円 2名 8,000円 3名 10,000円

○予 約: ユースポ! 窓口またはお電話にて、ご希望レッスン(または目的・お悩み)をお知らせください。担当するインストラクターと日時の調整、レッスン内容等の確認をさせていただき、予約完了となります。

毎月開催しています!

けんこつ
体 操

転倒予防のための筋肉や骨を鍛える運動です!
誰でもOK!
気軽にご参加ください。

笑 い
ヨ ガ

笑いの効用
・免疫力アップ
・表情筋、呼吸筋アップ
・脳活性!!

笑いヨガ・けんこつ体操教室(申込不要)

【持ち物】タオル、飲み物 【参加費】1回200円

けんこつ体操教室 地域包括支援センター ☎784-3000

会場	開催日	時間
神立中央集会場(田中)	8日(金) 22日(金)	10:00~11:30
神立中央会館(栄町)	5日(火) 26日(火)	10:00~11:30
農山村総合開発センター	5日(火) 12日(火)	10:00~11:30
	19日(火) 26日(火)	
下湯沢公民館	6日(水) 20日(水)	10:00~11:30
総合福祉センター	1日(金) 8日(金)	10:00~11:30
	15日(金) 22日(金)	

笑いヨガ

NPO法人ユースポ! ☎785-2123

会場	開催日	時間
総合福祉センター	7日(水) 21日(水)	10:00~11:00

❖ ❖ ❖ 2月の暦 ❖ ❖ ❖

保健・福祉行事の日程をお知らせします

保健衛生行事

日	種 目	対 象	時 間	会 場
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: inline-block;">行事なし</div>				

乳幼児の保健衛生行事

日	種 目	対 象	時 間	会 場
5日Ⓞ	母子健康手帳交付	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	総合福祉センター
12日Ⓞ	1歳児歯科健診	平成29年12月～平成30年1月生まれ	10:15集合	
	2歳児歯科健診	平成28年12月～平成29年1月生まれ	9:00集合	
	母子健康手帳交付	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	
19日Ⓞ	母子健康手帳交付	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	
21日Ⓞ	1歳6ヶ月健診	平成29年6月～7月生まれ	13:00集合	
26日Ⓞ	6ヶ月健診	平成30年6月～7月生まれ	9:30集合	
	母子健康手帳交付	妊娠証明を受けた方	16:00～17:00	

子どもの予防接種（完全予約制）▷ ○予防接種の予約電話番号 ☎025-780-6313
 ○予約受付時間 月～金曜日の午後2時～4時

障がい者地域生活支援事業

事業名	実施主体	電話番号	日程・内容（*は軽作業を行います）				会場・時間
ふれあいサロン （毎週火曜日）	湯沢町 社会福祉協議会	784-4111	5日 豆まき	12日*	19日*	26日*	湯沢町公民館 1階和室 10:00～15:00
コスモス （毎週木曜日）	相談支援センター みなみうおぬま	770-1331	7日*	14日 AM研修室	21日*	28日*	

*初めて参加される方は保健センターまでご連絡ください。
 *参加費50円と主食（ご飯など）が必要です。調理実習や行事の日は予約が必要です。参加費等が異なりますので担当までお問い合わせください。

このページに関するお問い合わせは 保健センター（総合福祉センター内）（☎784-3149）まで。

2月1日から

湯沢町保健医療センター外来担当医予定表

	月曜日		火曜日		水曜日		木曜日		金曜日		土曜日
	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前
整形外科	高田	高田	宮崎	宮崎 (3:00~4:30)		休診(救急の患者さんは担当医師が対応いたします)	高田	高田	角田 15日休診	角田 15日休診	9日・23日 高田
外科					菊川						
内科① 予約あり	井上	井上	浅井	高橋	小坂		浅井	小坂	土屋	浅井	
内科③ 予約あり	小林(正) 18日休診	小林(聡)	小林(聡)	井上 26日休診	井上 27日休診		土屋		小林(正)		
内科⑤ 予約なし	小坂		担当医師	土屋	小林(郁)		担当医師		小林(郁)		担当医師
内科⑥ 予約なし	浅井	小林(正) 18日担当医師	井上 26日担当医師	小林(正) 19日担当医師	小林(聡)		井上	担当医師	小林(聡)	小坂	担当医師
眼科	岸 (10:00まで)	岸 (再診予約診療のみ)					担当医師 (10:00まで)	担当医師 (再診予約診療のみ)			16日担当医師 (10:00まで)
小児科	有本				有本		21日中島	21日中島 (3:15まで)			
検査 (内視鏡)	担当医師	担当医師	高橋		浅井		小坂		井上		
睡眠外来 基本第2木曜日							14日竹内(輔) 完全予約制	14日竹内(輔) 完全予約制			
※ 歯科 口腔外科	笠原 25日休診	笠原 25日休診	笠原 19日休診	笠原 19日休診	笠原 担当医師 13日・27日のみ	笠原 担当医師 13日・27日のみ	笠原	笠原	笠原	笠原	笠原 2日・16日休診

◎土曜日の午後と日曜日は休診です(救急の患者さんは担当医師が対応します)

※眼科のコンタクト外来は14日④・28日④です。【完全予約制 ☎025-780-6543】

※歯科・口腔外科診療は完全予約制です。診療をご希望の方はお電話【☎025-780-6544】でお問い合わせください。

診療日・休診・代診のご案内

○整形外科・・・15日⑤、休診となります。

高田寿医師の診察は毎月曜・木曜、土曜は月に1~2回となります。今月は9日・23日です。

○内科・・・・・・18日⑥、小林(正)医師不在の為、休診となります。

19日⑦、小林(正)医師不在の為、担当医師が診察を行います。

26日⑧・27日⑨、井上医師不在の為、休診となります。

○眼科・・・・・・月・木曜日の午後診療は再診予約診療のみとなります。土曜日の眼科診療は16日になります。

○小児科・・・・・・中島医師の診察は、毎月第3木曜日の月1回となります。今月は21日⑩です。

午後診療も予約のない方を診察いたします。受付時間、診察時間にご注意ください。

○睡眠外来・・・・第2木曜に竹内暢医師による睡眠外来を行います。

主治医、地域家庭診療部の医師、または患者相談室までお問い合わせください。

○歯科・・・・・・19日⑪、25日⑫、休診となります。土曜日は2日・16日が休診です。

○口腔外科・・・・担当医師の診察は13日⑬・27日⑭となります。

受付

午前：8時30分~11時30分 ※眼科は全ての曜日で10時までです。

午後：1時30分~4時30分 ※月・木曜日の眼科は3時までとなりますが、予約の患者様のみとなりますのでご了承ください。

※木曜日の小児科は3時15分までです。

診察

午前：9時~

午後：2時~ ※火曜日の整形外科は3時から。

※木曜日の小児科は2時30分からです。

その他

「予約あり」の診察では予約がある方が優先となります。

都合により担当医が一部変更・休診となる場合があります。

往診、訪問診療、健康診断も適宜行っています。

☎ 湯沢町保健医療センター
TEL 186-025-780-6543
TEL 780-6544 (歯科)

救急医療

次の病院に電話で症状を伝えてください。
重症（意識がないなど）の場合は119番で救急車を呼んでください。

- 湯沢町保健医療センター… ☎ 780 - 6543
(湯沢町大字湯沢 2877 番地 1)
- 魚沼基幹病院…………… ☎ 777 - 3200
(南魚沼市浦佐 4132)
- 南魚沼市民病院…………… ☎ 788 - 1222
(南魚沼市六日町 2643 番地 1)
- 斎藤記念病院…………… ☎ 773 - 5111
(南魚沼市欠ノ上 478 番地 2)

- ・電話での指示に従って受診ください。
- ・スタッフの状況などで、症状に応じて他の医療機関を案内する場合があります。
- ・緊急度や重症度の高い順に対応するため、診察の順番が前後し、待ち時間が長くなる場合があります。
- ・休日や夜間は、人員や検査体制が十分ではありません。できる限り、通常の診療時間に受診してください。

- 新潟県「救急医療電話相談」大人(概ね15歳以上の方)を対象
☎ 025-284-7119 (ダイヤル回線・IP電話・PHSからの場合)
または # 7119 (県内のプッシュ回線または携帯電話)

夜間での発熱・頭痛・腹痛・吐き気など急な病気やけが等に関する相談。(毎日午後7時～翌朝午前8時)

- 新潟県「小児救急医療電話相談」15歳未満のお子さんを対象
☎ 025-288-2525 (ダイヤル回線・IP電話・PHSからの場合)
または # 8000 (県内のプッシュ回線または携帯電話)

夜間に子どもの具合が悪くなったときに利用ください。
(毎日午後7時～翌朝午前8時)

町長茶室



田村町長と直接お話しませんか？

気楽な雰囲気の中で、町民の皆さまの声を聞かせてください。お気軽にお申し込みください。



2月の開店日

2月13日(水) 午前9時～午前11時

▷時間は50分とします。

締め切り

2月5日(火)まで

※指定の用紙にご記入のうえ、事前に役場企画政策課へ提出、もしくはファクスで申し込みが必要です。

※申し込みは3組までとし、先着順とさせていただきます。

申・問 企画政策課 ☎784-3454

FAX 784-1818

お誕生おめでとうございます

12月3日	半澤 洸くん	(古野一、貴之さん・真美さん)
12月6日	牛木 柚子さん	(愛宕、崇さん・良子さん)
12月18日	小島 桃英さん	(松川、悠太郎さん・花織さん)
12月19日	並木 哲也くん	(一之町、和仁さん・恭子さん)
12月19日	並木 晃也くん	

ご逝去お悔やみ申し上げます

12月7日	梅沢 透さん	(浅貝、84歳)
12月12日	高橋 久男さん	(上中、92歳)
12月12日	高橋 タケさん	(一之町、96歳)
12月14日	高野 優さん	(浅貝、83歳)
12月16日	岸野 三枝さん	(中子、91歳)
12月16日	樋口 榮樹さん	(石白、82歳)
12月19日	立柄 初江さん	(宮林、93歳)
12月19日	高橋 重治さん	(西中、71歳)
12月23日	南雲 邦利さん	(一之町、89歳)
12月23日	角谷 義雄さん	(中里、87歳)
12月26日	本田 秋義さん	(中里、81歳)
12月30日	山崎 了さん	(原新田、65歳)

※1月8日までの届け出分。

※広報に掲載してほしくない場合は、届け出の際に申し出てください。

広報ゆざわの音声訳CDあります。

ご希望の方は社会福祉協議会まで。TEL 784-4111